

答申第4号

「電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成18年8月23日の電話記録書」（以下「本件電話記録書①」という。）、「平成18年8月30日の電話記録書」（以下「本件電話記録書②」という。）、「平成19年3月19日の電話記録書」（以下「本件電話記録書③」という。）及び「平成18年8月31日の復命書」（以下「本件復命書」という。）に記載されている保有個人情報について、非訂正決定を行ったことは妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成19年12月20日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、本件電話記録書①から③及び本件復命書に記載されている保有個人情報について訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

実施機関は、本件訂正請求に対して、平成20年1月21日付けで条例第30条第2項の規定に基づき非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行ったため、異議申立人は、事実に基づいた内容に訂正する決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、訂正決定等理由説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）及び口頭による意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 訂正請求の趣旨及び非訂正決定の妥当性について

ア 訂正請求した保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の真意とは違ったものとなっている。私が当時作成した記録に照らしても事実の誤りがある。したがって、事実に基づいた内容に全て訂正して欲しい。

イ 訂正をしない理由については、「事実が確認できないため」と抽象的であいまいな理由のみの回答内容となっており、①どのような資料の収集を行い、②その結果、どのような基準にて事実が確認できないと判断されたかが明示されていないため、納得できるものではない。

ウ 私の記録が信用に値するものであることを証明するため、平成19年11月29日の個人情報保護審議会において私が意見陳述した際の私の発言及び審議会委員との質疑について、私が作成した記録を提出する。私は、その場でメモをしな

くてもこれだけの正確な記録を作成することができ、電話でのやり取りは、その場でメモをしているので、なおさら正確である。なお、県との電話でのやりとりについて録音しているかどうかについては答えられない。

エ また、訂正請求を求めている最中に、突然、このような付記を一方的に付け加えたことは、非常識である。審議中の文書に勝手に加筆・修正をしてしまうことは、情報公開制度に対する暴挙である。

(2) 本件電話記録書①について

記載されている診断名のうち「脊椎骨折」とある部分は、私が提出した医師による平成18年△月△日付け診断書と相違しており、正しくは「腰椎横突起骨折」である。なお、診断を受けた当時にも、同様の診断がされており、診断書も持っている。私は、その診断書をもとに、電話に対応した職員に話しており、虚偽の診断名を伝える必要性は全くない。

(3) 本件電話記録書②について

ア 私は、平成18年8月30日は勤務日であり、30分間も電話をして仕事をしていたということはありません。実際は、平成18年8月31日の勤務をしていない時間に電話をしており、職場よりその証明を得ることも可能である。しかし、平成19年3月19日の電話において、観光交流課職員から、職場を教えるなどの脅しを受けており、生命財産に関わる危険性が必ずしも否定できないため、私の職場を明らかにするようなことは差し控える。

イ 電話をしていた時間、職員及び私の発言を記載した部分が、私が当時作成した記録と異なっている。また、それぞれの発言の趣旨が異なっている部分がある。

(4) 本件電話記録書③について

電話の内容について私が当時作成した記録では、会話の途中で、職員が「仕事は何をやっているんだ。職業を云え。」と言い出し、私が「何のために答えなければならないのか、説明して下さい。」といったやり取りを繰り返したとなっており、記憶では、5、6回程度繰り返された。県の記録は一部は合っているかも知れないが、全然違う、全部抹消して欲しいくらいである。

(5) 本件復命書について

ア 本件復命書には、「事故直後、歩くことも出来た」とあるが、診断書のとおり受傷したため、事故後、歩行することなどは到底できるはずがない。また、「レントゲンを撮影しなかった」とあるが、私がレントゲン撮影をさせなかったのではなく、私は撮影してくださいと医師にお願いしたが、専門医ではなく診断できないということで撮影しなかったのである。

イ 受傷の程度が軽いものであったと思わすような、事実と全く反するような虚偽の事故報告を、公的機関が行っていること自体、法令に抵触する重大な問題であり、それを監督する立場にあるものがきちんと監督しないことはもっと重大な問題である。

ウ 私が財団法人〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）又は観光交流課に対して主張している内容について事実の誤りがある。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の訂正決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

1 異議申立てに係る保有個人情報

(1) 対象保有個人情報

本件訂正請求に係る対象保有個人情報については、本件電話記録書①から③及び本件復命書を特定した。

(2) 異議申立人が訂正を求める内容

異議申立人が本件訂正請求により訂正を求める内容については、「上記の保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の趣旨とは違った内容になっている。従って、事実に基づいた内容に訂正請求するものである。」、「診断名が違う。」、「事故後の記述が不当である。」、本件電話記録書②について「記録では8月31日となっている。」及び本件電話記録書③について「言葉遣いを含め、内容が事実でない。」とするものであると判断した。

2 非訂正決定の内容及びその理由

(1) 非訂正決定の内容

ア 本件電話記録書①から③について

本件電話記録書①から③については、事実が確認できないことを理由として非訂正決定を行った。ただし、異議申立人の申し出を尊重し、本件電話記録書①については、異議申立人から平成18年△月△日付けの診断書が送付された旨及び診断書記載の病名、本件電話記録書②については、異議申立人から平成18年8月30日については、一切、話しをしておらず、記録では8月31日となっているとの申し出があった旨、本件電話記録書③については、異議申立人から言葉遣いを含め内容が事実でないとの申し出があった旨をそれぞれ付記した。

イ 本件復命書について

本件復命書は、〇〇から聴取した内容を記載したものであり、本件復命書に添付されている〇〇作成の経過報告の記載と照合した結果、本件復命書の記載は、〇〇から聴取した内容と不整合であるとは認められなかったため、非訂正決定を行った。

(2) 非訂正決定の妥当性について

本件について非訂正とした理由は次のとおりであり、その後に判明した事実や事情変更もないことから、非訂正決定を覆すべき根拠はない。

ア 本件電話記録書①から③について

これら電話記録書は、当日、異議申立人との電話に関する唯一の記録であり、他に録音テープなどの記録は存在せず、当該記録を作成した職員に確認したが詳細な記憶は残っていなかった。

したがって、本件電話記録書①について、異議申立人が電話で伝えた診断名が何であったか、本件電話記録書②について、当該電話でのやりとりが平成18年8月30日であったかその翌日であったか、また、本件電話記録書③について、

記載されたやりとりが事実であったかについては、いずれも事実が確認できないため、訂正することはできない。

なお、訂正請求に際して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等によって、異議申立人の主張は明らかになるものの、事実の誤りがあるか否かについてまでは判断できなかったものである。

また、電話でのやり取りを記録することは、その内容が難解であったり、長時間にわたったり、一方的に多くの主張を続けざまに伝達する場合など、往々にして簡単ではない場合があること、また、異議申立人が訂正を求める根拠として、異議申立人は提出していないが、何らかの記録が存在すると思われることから、これら電話記録書において、異議申立人の申し出を尊重し、その趣旨を付記している。

イ 本件復命書について

本件復命書は、当日、〇〇職員から聴取した事項の概要が記載されている復命書であって、唯一の記録であり、他録音テープなどの記録は存在しないが、本件復命書に記載されている内容と、当日、〇〇から参考入手した、〇〇から市への経過報告（案）に記載されている内容の間に、不整合は認められない。本件復命書は〇〇から聴取した内容を記録したものであり、仮に聴取した内容自体に誤りがあったとしても、聴取した内容として正しければ、訂正する必要はないものとする。

第4 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の訂正請求については、個人の権利利益の保護に欠けることのないよう、解釈、運用されなければならない。

当審議会は、このような基本的考え方に基づき、本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の訂正を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 訂正請求制度について

訂正請求制度は、保有個人情報に事実の誤りがあることによって、本人に不利益や権利侵害が生じることを防止するために設けられたものである。

条例では、何人も、条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求できることとし、請求者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を、実施機関に対し提出し、又は提示しなければならないと規定している。

また、実施機関は、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正の権限がないとき又はその他訂正しないことにつき正当な理由があると

きを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

3 事実の誤りがあるか否かの判断について

訂正請求の対象となる「事実」とは、氏名、住所等客観的に正誤を判断することができる事項をいい、「誤り」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容、性質等から判断して、事実とされるべき個人情報の内容と実際に記録されている保有個人情報の内容が合致していないことをいうものと解すべきである。

実施機関は、請求者が提出又は提示した書類等に基づき、対象保有個人情報に事実の誤りがあるか否かを判断することとなるが、訂正請求制度が設けられた趣旨に鑑みれば、当該保有個人情報に事実の誤りがあることによって本人に不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかな場合には、その不利益や権利侵害の内容及び程度によっては、実施機関自ら資料の探索及び収集を行い、対象保有個人情報に記載されるべき事実を究明するよう努める必要があるものと考えられる。

4 対象保有個人情報及び訂正請求の内容について

(1) 対象保有個人情報について

本件訂正請求に係る対象保有個人情報は、実施機関が特定したとおり、本件電話記録書①から③及び本件復命書であって、当審議会がこれらの公文書を見分したところ、その作成の目的、内容等は、次のとおりである。

まず、本件電話記録書①から③は、異議申立人との電話での応答について、実施機関の職員が、後日の対応のために記録に残す必要性、実施機関内部における情報共有の必要性等の観点から、当該電話の内容に含まれる事項を取捨選択するとともに、さらに発言の趣旨を要約した上で記録されているものと認められた。

また、本件復命書は、出張先において〇〇職員から聴取した情報について、今後の業務遂行の参考及び実施機関内部における情報共有の観点等から、聴取した内容を取捨選択し、かつ内容を要約して記録するとともに、当該聴取内容を踏まえた実施機関の対応案が記載されているものと認められた。なお、本件復命書には、〇〇作成の経過報告（案）が添付されている。

(2) 訂正請求の内容について

本件訂正請求により異議申立人が訂正を求めた内容は、上記第3の1の(2)に示す実施機関が特定した事項に加えて、本件復命書における「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載について訂正を求めているものと認められるので、各対象保有個人情報ごとに訂正請求の内容を整理すると次のとおりである。

ア 本件電話記録書①

異議申立人は、本件電話記録書①について、「じん帯2本切断、脊椎骨折した」と記載されている部分は提出した診断書のとおり「右足関節外側靭帯損傷、腰椎横突起骨折」と発言したとして、当該傷病名の記載の訂正を求めている。

イ 本件電話記録書②

異議申立人は、本件電話記録書②の日付について、「平成18年8月30日」

ではなく、自分の記録では「平成18年8月31日」であるとして訂正を求めている。

ウ 本件電話記録書③

異議申立人は、本件電話記録書③について、異議申立人が作成した記録（以下「異議申立人作成記録」という。）とは内容が異なり、言葉遣いを含め内容が事実でないとして訂正を求めている。

エ 本件復命書

異議申立人は、本件復命書について、「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載は事実と異なるとして訂正を求めている。

オ 各対象保有個人情報に共通するもの

異議申立人は、各対象保有個人情報に共通する訂正請求の内容として、「上記の保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の趣旨とは違った内容になっている。従って、事実に基づいた内容に訂正請求するもの」としている。

(3) 訂正請求書の添付書類について

訂正請求書には、診断書、異議申立人が当審議会において意見陳述した際の応答について異議申立人が作成した記録等が添付されている。

5 具体的な判断

(1) 本件電話記録書①について

異議申立人は、本件電話記録書①の傷病名について、訂正請求に際して平成18年〇月〇日付けの診断書を添付するとともに、当該電話の当時既に同様の診断を受けており、診断書記載の診断名のとおり発言していると主張している。

しかしながら、当該提出された診断書は、当該電話より後日の日付のものであって、異議申立人が診断書のとおり傷病名を発言したことを証明する資料とは認められず、前記4の(1)に示す本件電話記録書①の作成の目的等に照らしても、本件電話記録書①の傷病名の記載について事実の誤りがあると認めるには至らない。

(2) 本件電話記録書②について

異議申立人は、本件電話記録書②に記載された日付が誤っていると主張している。

しかしながら、当該電話が行われた日付を証明する資料は提出されておらず、当該電話が行われた日付がいつであったかを確認することはできないことから、本件電話記録書②に記載された日付について事実の誤りがあると認めるには至らない。

なお、異議申立人は、意見陳述において、当該電話の時間並びに異議申立人及び職員の発言に係る記載について、異議申立人が作成した記録と異なっている旨を主張しているが、当該電話の内容を客観的に確認できる資料の提出はなく、異議申立人の主張のみをもって、これらの記載に事実の誤りがあると認めることはできない。

(3) 本件電話記録書③について

異議申立人は、本件電話記録書③の内容を示すものとして、意見書とともに異議

申立人作成記録を提出している。

当審議会において、本件電話記録書③と異議申立人作成記録の記載内容を照合したところ、一方にのみ記載のある事項があること及び言葉遣い等の相違があることが認められた。

しかしながら、異議申立人作成記録は、実施機関が作成する電話記録と同様に当該電話の内容を取捨選択し、かつ発言の趣旨を要約して記録されているものであって、これらの記録の一方にのみ記載がある事項や言葉遣い等の細部の表現が相違している事項があることは、通常生じうるところである。

また、当該電話の内容を客観的に確認できる資料の提出はなく、異議申立人及び職員の発言の詳細を確認することはできない。

これらのことから、本件電話記録書③の作成の目的等に照らし、本件電話記録書③に記載された電話内容について、事実の誤りがあると認めるには至らない。

(4) 本件復命書について

異議申立人は、本件復命書の「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載について、診断書のとおり受傷したため歩行することなどできない、そもそも〇〇が作成した経過報告（案）が事実と異なっている等の主張をしている。

しかしながら、本件復命書に添付されている〇〇作成の経過報告（案）を見分したところ、事故後、病院に行き診察及び治療を受けるまでの間に、被害者が歩くことができたかどうかを示す記載はないものの、治療後の時点では「被害者が治療が終わり治療室から自分で歩いて出てきた。」と記載されており、本件復命書が前記4の(1)に示すとおり〇〇職員から聴取した内容を要約して記録したものであることを勘案すれば、「事故直後、歩くことも出来た」との記載に事実の誤りがあると認めるには至らない。

また、経過報告（案）には「先生の方からはレントゲンを撮らないですと言われた。」と記載されており、本件復命書の「レントゲンを撮影しなかった」との記載は〇〇から聴取した内容として事実であると認められる。

なお、異議申立人は、意見陳述においては、異議申立人が〇〇又は実施機関に対して主張している内容として記載されている部分にも事実の誤りがある旨、主張しているが、本件復命書が〇〇職員から聴取した内容を取捨選択し、かつその内容を要約して記録するとともに、異議申立人の県に対する主張及び対応案を簡潔に記載しているものであることに照らすと、当該部分に事実の誤りがあると認めるには至らない。

(5) 各対象保有個人情報に共通する訂正請求の内容について

異議申立人は、前記4の(2)のオのとおり各対象保有個人情報の内容が事実と異なる、又は発言の趣旨が違った内容になっているとして訂正を求めている。

しかしながら、前記(1)から(4)に示す部分を除き、異議申立人が各対象保有個人情報について具体的にどの部分の記載に事実の誤りがあるとするのか主張されておらず、各対象保有個人情報に記載されている内容に事実の誤りがあると判断することはできない。

(6) 非訂正決定による不利益等の有無について

本件電話記録書①から③及び本件復命書は、もっぱら実施機関内部での記録にとどまるものであって、何ら異議申立人の権利利益を決定し、又は左右する性質のものでないことや、実施機関が、異議申立人の訂正請求の趣旨等を付記していることを勘案すると、これら各対象保有個人情報について訂正を求めている部分が、電話記録書及び復命書の作成の目的等に照らして、異議申立人に重大な不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかであるとは認められない。

したがって、実施機関が、さらに資料の探索及び収集を行い、各対象保有個人情報に記載されるべき事実の究明に努めるべきであるとは認められない。

(7) 実施機関による非訂正決定の妥当性について

上記のとおり、各対象保有個人情報に事実の誤りがあると認められないことから、実施機関が本件訂正請求について非訂正決定を行ったことは妥当である。

6 その他異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関が本件電話記録書①から③について、異議申立人が訂正を求めた内容に関する付記を実施したことについて、「審議中の文書に勝手に加筆・修正をしてしまうことは、情報公開制度に対する暴挙である」等の批判をしている。

しかしながら、実施機関は、電話記録書がその作成の目的等から必ずしも正確な記載がされているとは限らないものであることを踏まえ、電話の当事者である異議申立人から事実の誤りがあると申し出があったことを十分に尊重する趣旨からこのような付記を実施したものであって、条例第10条に定める保有個人情報の適正管理の趣旨に反する取扱いではない。

7 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

8 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年2月27日	・ 諮問
平成20年4月18日 (第24回審議会)	・ 審議 (経過等説明)
平成20年5月12日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年5月16日 (第25回審議会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成20年6月27日 (第26回審議会)	・ 異議申立人の意見陳述
平成20年7月18日 (第27回審議会)	・ 審議
平成20年9月5日 (第28回審議会)	・ 審議
平成20年10月24日 (第29回審議会)	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

氏 名	職 業	備 考
青 木 楊 子	医師	
太 田うるおう	弁護士	
島 田 好 正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅 谷 春 美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年4月まで
相 田 美由紀	連合栃木女性委員会委員長	平成20年10月から
横 島 章	宇都宮大学名誉教授	会 長